<認可保育施設利用者向け>

令和6年度 副食費支援事業のお知らせ

認可保育施設に在園する子どものうち、 18 歳未満の子のうち第 3 子以降にあたる 3~5歳児の子ども の副食費について補助する制度です。

※副食費が免除されている場合は除きます。

※補助の対象となるのは副食費(おかず代やおやつ代など)のみです。主食費は引き続き市川市が負担します。

Q1. どのような制度ですか?

<市川市独自支援>

幼児教育・保育の無償化前と比較し、保護者の皆様の負担が増えないよう、市川市独自の支援策として、認可保育施設において実費徴収となっている、3~5歳児の副食費の一部を補助する制度です。

Q2. どのような場合に補助の対象になりますか?

下記の①~⑤のすべてに該当する場合、補助の対象となります。

- ① 市川市に住民票があること。
- ③ 3~5歳児クラスであって、同一世帯の18歳未満の子のうち第3子以降であること。
- ④ 市川市又は在園する保育施設に対する、利用者負担額(保育料や副食費等)の滞納が無いこと。
- ⑤ 世帯の当該年度(ただし4~8月分については前年度)市区町村民税所得割額の合計額が57,700円以上(ただしひとり親世帯または在宅障がい児(者)世帯にあっては77,101円以上)550,000円未満であること(※市区町村民税の修正がなされた場合、当該修正の確認がとれた翌月分から、修正後の税額に基づき判断します)。

O3. 補助の金額はどうなりますか?

副食材料費が補助対象となります(上限あり 最大 4,500 円/月)。

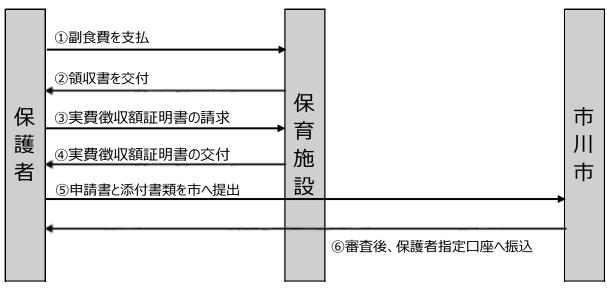
- ※実際にかかる副食費相当額(各施設により異なります)をもとに算定し、 上限額(世帯所得ごとに異なります)と比較して低い方の額を補助します。
- ※世帯所得ごとに異なる補助上限額について、詳細は別紙をご参照ください。

Q4. 補助の振込方法はどうなりますか?

補助額は、市川市から保護者指定口座へ振り込みます。

申請については、裏面をご覧ください

Q5. 手続きの流れはどうなりますか?



※副食費支援事業の請求手続きは、③から⑥の部分になります。

Q6. 申請に必要な書類は何ですか?

<全員提出が必要なもの>

交付申請書	市川市特定教育・保育施設副食費支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
添付書類	市川市特定教育・保育施設副食費支援事業補助金実費徴収額証明書

<該当する方は下記の添付書類も提出が必要です>

2023 年(又は 2024 年) 1月1日時点の保護者	
(父もしくは母)の住民票が市川市以外	(1月1日時点の市区町村の) 課税(非課税)証明書

※その他、世帯状況に応じて必要な書類のご提出をお願いすることがあります。

Q7. 申請はいつまでにすればいいですか?

各申請締切日までに郵送または窓口にてご申請ください。

副食費の申請対象年月	申請締切日	支払予定日(※)	
2024年4月~2024年8月分	2024年9月30日(月)	(必着)	2024年11月下旬
2024年9月~2025年3月分	2025年3月31日(月)	(必着)	2025年5月下旬

[※]具体的な支払日については、決まり次第市川市より各保護者様宛に通知予定です。

Q8. 申請に必要な書類はどこで入手できますか?

市川市WEBサイトからご入手ください。

↓ 2 次元コードはこちら



申請・郵送先: 〒272-8501 市川市八幡1-1-1

市川市 こども施設入園課 事業管理グループ 副食費支援事業担当

Tel: 047 - 704 - 0255

[※]本事業は単年度事業であり、年度を越えての申請はできません。ご注意ください。

【副食費支援事業の補助上限額について(月額)】

(単位:円)

		-					`
			第1子			第2子	
在籍児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育 短時間		保育 標準時間および短時間	
			3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳児および4歳以上児
	世帯の市区町村民税所	得割額の合計額					
1	57,700円 ~	97,000円 未満	4,500	4,500	4,500	4,500	
2	97,000円 ~	121,000円 未満	2,500	4,500	3,400	4,500	
3	121,000円 ~	145,000円 未満	1,500	4,500	2,400	4,500	
4	145,000円 ~	169,000円 未満	500	4,500	1,400	4,500	4,500
5	169,000円 ~	201,000円 未満	0	4,500	100	4,500	(一律)
6	201,000円 ~	301,000円 未満	0	3,500	0	4,100	
7	301,000円 ~	333,000円 未満	0	2,500	0	3,100	
8	333,000円 ~	550,000円 未満	0	1,500	0	3,100	

[※] この表中の「第1子」とは、保育施設等に通所している児童のうち最も年齢の高い児童(同じ年齢の場合はそのうちの1人)、「第2子」とは、「第1子」の次に年齢の高い児童をいいます。保育施設等に通所中の児童が世帯に1人だけの場合は、その児童が「第1子」となります。

なお、「第2子」の場合は、世帯の階層区分や保育標準・短時間、年齢区分に関わらず、一律、月4,500円が補助上限額となります。

[※] 世帯の市区町村民税所得割額の合計額が57,700円未満(ひとり親世帯または在宅障がい児(者)世帯にあっては77,101円未満)の世帯、および「第3子(「第2子」の次に年齢の高い児童、およびそれ以下の年齢の児童をいいます)」の場合は、副食費が免除となるため、補助の対象外です。

[※] 世帯の市区町村民税所得割額の合計額が550,000円以上の世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化前と比較し、保 護者負担が増えないため、補助の対象外です。